百二十七　**濰**坊楽港食品股份有限公司熟制品加工厂の登録番号第三七〇〇／〇三三五五号の施設（中華人民共和国・山東省昌楽県所在）

表第一項第百三十三号中「栄成神農食品有限公司」を「栄成神農実業発展有限公司」に改め、同項中第百五十八号を削り、第百五十七号を第百五十八号とし、第百五十二号から第百五十六号までを一号ずつ繰り下げ、第百五十一号を第百五十二号とし、第百五十号の次に次の一号を加える。

百五十一　**濰**坊開発区華裕実業有限公司の登録番号第三七〇〇／一八〇五五の施設（中華人民共和国・山東省**濰**坊市所在）

表第二項第十三号中「マルフリギ・フリゴリフィコス・イ・コメルシオ・デ・アリメントス会社」を「マルフリギ・アリメントス会社」に改め、同項中第六十九号を削り、第七十号を第六十九号とし、第七十一号から第七十四号までを一号ずつ繰り上げ、第七十五号を第七十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十五　遼寧贏徳食品集団有限公司の登録番号第二一〇〇／〇三二一八号の施設（中華人民共和国・遼寧省開原市所在）

表第二項第百号中「文登文泰食品有限公司」を「文登市山泰食品有限公司」に改め、同項第百三号中「青島雅**优**益食品有限公司」を「青島遠達行食品有限公司」に改め、同項第百六号中「栄成泰祥水産食品有限公司」を「栄成泰祥食品股份有限公司」に改め、同項中第百八号を削り、第百九号を第百八号とし、第百十号を第百九号とし、第百十一号を第百十号とし、同項第百十二号中「青島万福集団股份有限公司万福冷蔵厂」を「青島六和万福食品有限公司」に改め、同号を第百十一号とし、同項中第百十三号を第百十二号とし、第百十四号から第百十九号までを一号ずつ繰り上げ、第百二十号を第百十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

百二十　**濰**坊楽港食品股份有限公司熟制品加工厂の登録番号第三七〇〇／〇三三五五号の施設（中華人民共和国・山東省昌楽県所在）

表第二項第百二十六号中「栄成神農食品有限公司」を「栄成神農実業発展有限公司」に改め、同項中第百五十一号を削り、第百五十号を第百五十一号とし、第百四十五号から第百四十九号までを一号ずつ繰り下げ、第百四十四号を第百四十五号とし、第百四十三号の次に次の一号を加える。

百四十四　**濰**坊開発区華裕実業有限公司の登録番号第三七〇〇／一八〇五五の施設（中華人民共和国・山東省**濰**坊市所在）

○農林水産省告示第七百九号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十二年五月七日

農林水産大臣臨時代理　国務大臣　福島　瑞穂

青森県駒木地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱八号と標柱一号を結んだ線に囲まれた区域

青森県南津軽郡大鰐町

大字長峰字駒木沢421番2　標柱一号

〃　〃　282番56　標柱二号

〃　〃　282番79　標柱三号

〃　字阿曽1番2　標柱四号

〃　〃　字駒ノ台53番2　標柱五号

〃　〃　字駒木沢364番2　標柱六号

〃　〃　364番1　標柱七号

大字駒木字駒木平32番　標柱八号

○農林水産省告示第七百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年五月七日

農林水産大臣臨時代理　国務大臣　福島　瑞穂

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県真庭市社字火山二三〇六の六八から二三〇六の七〇まで、二三〇六の七二から二三〇六の七四まで

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第七百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年五月七日

農林水産大臣臨時代理　国務大臣　福島　瑞穂

一　解除に係る保安林の所在場所　大分県佐伯市蒲江大字波当津浦字ヲンジ原一の一六一から一の一六五まで・一の一六七・一の一六八（以上七筆国有林）、一の一六六・一の一七〇（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、字大井谷二四五の二四九・字コエノ後一六七六の三三四・一六七六の三三五（以上三筆国有林）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（一）　解除に係る保安林の所在場所　大分県佐伯市蒲江大字波当津浦字ヲンジ原一の一六一から一の一六五まで・一の一六七・一の一六八（以上七筆国有林）、一の一六六・一の一七〇（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、字大井谷二四五の二四九・字コエノ後一六七六の三三四・一六七六の三三五（以上三筆国有林）

（二）　保安林として指定された目的　水源のかん養

（三）　解除の理由　道路用地とするため

（一）　解除に係る保安林の所在場所　大分県佐伯市蒲江大字波当津浦字大井谷二四五の二四三から二四五の二四五まで（以上三筆国有林）

（二）　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

（三）　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年五月七日

農林水産大臣臨時代理　国務大臣　福島　瑞穂

一　解除に係る保安林の所在場所　大分県佐伯市大字長谷字亀ノ甲四四二七の三・四四二七の四（以上二筆国有林）、四四二八の三・字大須田四四四八の三・四四四八の四（以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年五月七日

農林水産大臣臨時代理　国務大臣　福島　瑞穂

一　解除に係る保安林の所在場所　大分県竹田市久住町大字白丹字板木七五七一の二九（国有林）、七五七一の二・七五七一の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県庁及び竹田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年五月七日

農林水産大臣臨時代理　国務大臣　福島　瑞穂

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道札幌市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び札幌市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年五月七日

農林水産大臣臨時代理　国務大臣　福島　瑞穂

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道上川郡東川町・美瑛町（以上二町国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　解除の理由　指定理由の消滅

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道上川郡東川町・美瑛町（以上二町国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健

(三)　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第四百九十六号

都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十九条の五第一項の規定により、同規則第十九条第一号トの登録講習機関を更新したので、同規則第十九条の十六第一号の規定に基づき公示する。

平成二十二年五月七日

国土交通大臣　前原　誠司